

助成事業選考委員会 申し合わせ

1. 本委員会規程第6条に定める選考のうち、使途指定の特定の基金による助成事業については、当該基金等に係る個別の委員会における内部選考の結果を踏まえ、本委員会において審議・選考するものとする。
2. 凌霜基金による助成は、当分の間、年間100万円以内とし、当初予算に含まない事業にも助成できるものとする。なお、1件20万円以下の事業については、常務理事（選考委員会委員長）の専決とする。
3. 本委員会の選考を経た事業のうち年度内に執行できないことが明らかなものについては、助成を中止する。※
4. その他必要な事項は、本委員会において申し合わせるものとする。
5. 本委員会の申しあわせは、平成25年4月1日から実施する。

以 上

※ 毎年10月末現在の執行状況を調査の上、中止を決定する。

<以下議事録>

平成25年度から毎年10月末の執行残の状況を確認し、年度内支出の目途のない事業は「申し合わせ」により助成を中止とすることとした。

また、助成を中止する事業に配分した資金を財源として助成事業を追加募集する場合には、改めて本委員会において審議・選考することとした。

刊行物出版に係る助成については、文科省の科学研究費補助金の出版助成に準じた取り扱いとし、原稿の準備状況等を本委員会で確認することとした。

凌霜基金による助成については、本委員会の選考後に発生した事業の申請に対処するものとし、上限20万円以下の事業について常務理事（選考委員会委員長）の専決とすることとした。

なお、修士1年の選考は学部1年と同様に平成25年度から割愛することとした。